

参 考 資 料

- ・ みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討に係るスケジュール・・・・・・・・・・ 1
- ・ みえ森と緑の県民税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ みえ森と緑の県民税基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ みえ森と緑の県民税評価委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ (第2期) 制度最終案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ (第2期) 市町交付金事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 全国植樹祭関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ みえ森と緑の県民税の税込推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・ 市長会定例会及び町村会理事会説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・ 令和4年度第4回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録・・・・・・・・・・ 25

「みえ森と緑の県民税」第3期に向けた制度見直しのスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度						第2回評価委員会 意見聴取結果の提示		第3回評価委員会 継続・見直しの 論点整理		第4回評価委員会 素案の検討		
				県民・団体、市町等からの 意見聴取						市長会・町村会、 県議会常任委員会		中間案作成
令和5年度	第1回評価委員会 中間案の検討			第2回評価委員会 最終案の検討	第3回評価委員会 最終案の検討・答申						第4回評価委員会 次期制度の説明	
	市長会・町村会、 市町担当者、関係団体 県議会常任委員会			最終案作成	市町担当者 最終案説明		知事から 県議会 最終案説明					

みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みえ森と緑の県民税（制度最終案）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります。取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4. 木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26~30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26~28年度）

（対策1：土砂や流木を出さない森林づくり）

〔取組状況〕

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

〔課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)**[取組状況]**

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)**[取組状況]**

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)**[取組状況]**

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2つの基本方針と 5つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。 ⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸線の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸線造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業

②. 基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

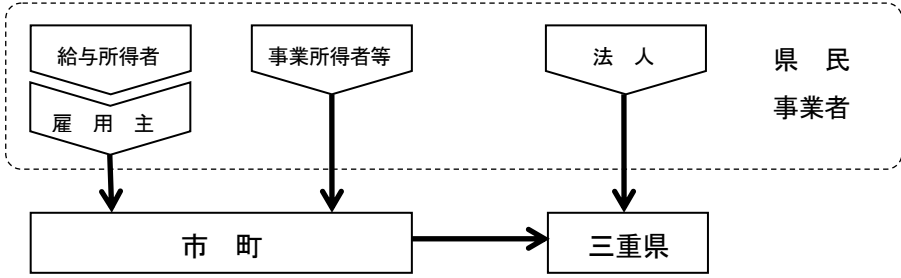
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約90万人＞</p> <p>1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方</p> <p>② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方</p> <p>③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>
	<p>【法人】＜約3万5千法人＞</p> <p>県内に事務所、事業所等を有している法人</p>
税率（年額）	【個人】1,000円

	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" data-bbox="544 286 1307 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税割割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)		1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超		80,000 円
区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)																	
	1 千万円以下	2,000 円																	
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																	
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																	
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																	
50 億円超		80,000 円																	
<p>税込規模</p>	<table border="1" data-bbox="427 790 847 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 0 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 8 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 億 8 千万円</td> </tr> </tbody> </table>		平年度	個人	9 億 0 千万円	法人	1 億 8 千万円	計	10 億 8 千万円										
	平年度																		
個人	9 億 0 千万円																		
法人	1 億 8 千万円																		
計	10 億 8 千万円																		
<p>徴収方法</p>	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> 																		
<p>導入時期</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日より導入</p>																		
<p>税込の用途</p>	<p>森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり</p>																		
<p>用途の明確化</p>	<p>「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、用途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>評価制度</p>	<p>「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>見直し期間</p>	<p>施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		

8. 用途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して用途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や用途の周知

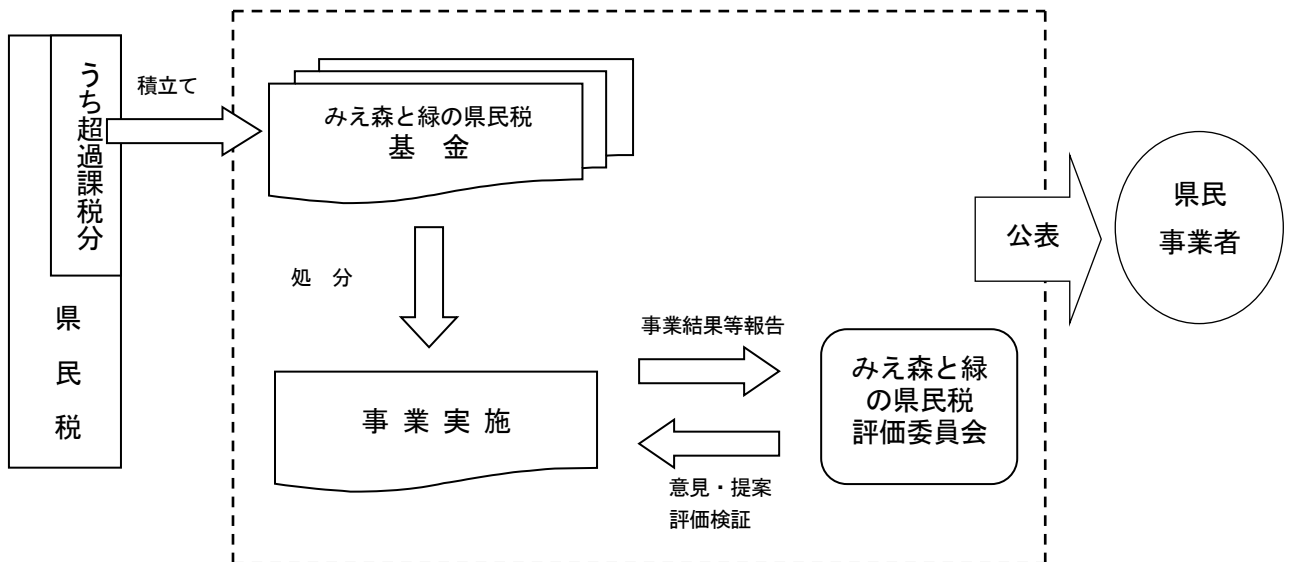
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

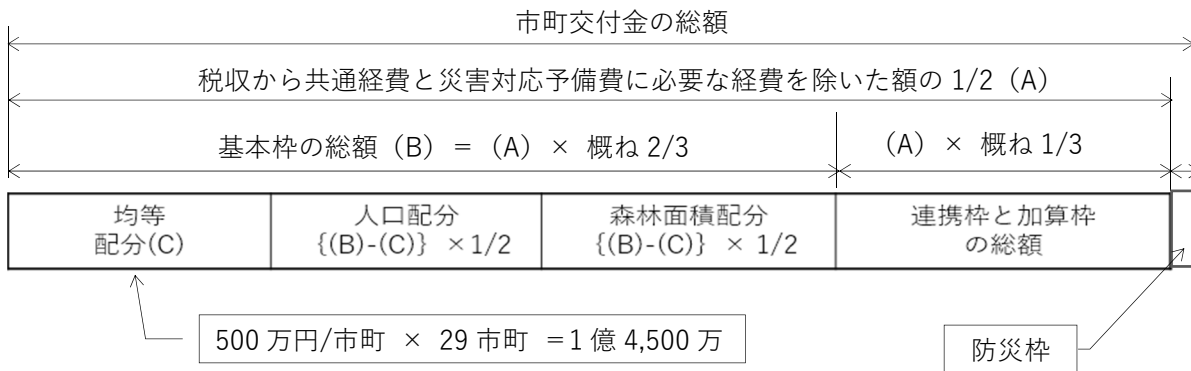
令和2年4月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。

（※5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

令和2年度第3回評価委員会資料

全国植樹祭の招致に関する決議

全国植樹祭は、我が国の社会経済情勢や森林・林業をめぐる情勢が変化する中で、自然環境の保全、森と人との共生など、それぞれの時代に即したテーマを掲げてきており、緑豊かな国土を形成していく上で重要な役割を果たしている。

本県では、昭和55年に「緑と太陽 豊かなくらし」をテーマに全国植樹祭が開催されて以来、40年以上が経過し、生活様式の変化や山村の過疎化の進行などにより、私たちの暮らしと森林との関わりが次第に希薄化し、森林資源の循環利用を支えてきた林業も大きな影響を受けるなど、本県の森林を取り巻く状況は大きく変化している。

先人により守り育てられてきた緑豊かな自然を次世代へと引き継ぐことは、現代に生きる私たちの使命であり、こうした中、全国植樹祭を再び本県に招致することは、森林や身近にある緑の大切さや、森林からつながる川や海、そこで育まれる多様な生物などの豊かな自然からもたらされる恩恵を享受し、古くから木に親しみ営まれてきた県民の暮らしを見つめ直す機会となる。そして、地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能の下、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりにより、緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める上で極めて意義深いものがある。

よって、本県議会は、全国植樹祭を本県に招致することを強く求める。

以上、決議する。

令和2年12月21日

三重県議会

令和3年度第3回評価委員会資料

1 全国植樹祭の一般的なスケジュール（令和13年度に三重県で開催する場合）

区分	開催5年前 (R8)	開催4年前 (R9)	開催3年前 (R10)	開催2年前 (R11)	開催前年 (R12)	開催当年 (R13)
年度						
主な動き 国土緑化推進機構との事務手続き等	開催意向表明	開催申出書提出 開催県内定	開催県決定	「基本計画」 決定	開催日決定	全国植樹祭 開催
大会実施組織体制		準備委員会		実行委員会		
各種計画の検討策定		基本構想 〔開催理念・開催内容・開催場所・規模等の基本的方針〕	基本構想 〔式典植樹行事計画、式典演出等構想、会場整備計画、宿泊輸送等計画、記念事業、広報PR計画、荒天計画〕	基本計画 〔基本計画内容の詳細計画〕	実施計画	
開催準備事務 式典・植樹行事準備 会場整備・大会運営準備 広報・啓発活動等実施		開催方針、会場候補地、規模、式典・植樹行事の基本的な考え方、啓発活動・広報計画、植樹樹種	大会テーマ等の募集、式典・植樹行事計画、大会運営計画、会場整備、啓発活動の実施等	式典・植樹行事の詳細計画、宿泊輸送・大会運営の詳細計画、会場整備、広報・啓発活動の実施等		
みえ森と緑の県民税基金事業	第3期みえ森と緑の県民税基金事業 (R6～R10)				第4期みえ森と緑の県民税基金事業 (R11～R15)	

2 想定事業費 約8億円（平成30年度開催第69回全国植樹祭福島県実行委員会収支）

○みえ森と緑の県民税の税収推移

年度	第1期						第2期			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込	
納税義務者数(人)	895,398	894,596	901,352	909,217	918,956	925,472	931,564	930,451		
個人現年度分(円)	775,880,818	872,060,779	879,764,272	887,858,864	897,195,463	900,415,884	910,310,674	911,213,819	912,000,000	
個人繰越分(円)	0	2,862,284	5,439,508	7,393,766	9,367,603	10,985,656	11,492,060	9,987,830		
個人小計(円)	775,880,818	874,923,063	885,203,780	895,252,630	906,563,066	911,401,540	921,802,734	921,201,649	912,000,000	
法人現年度分(円)	39,098,515	175,895,201	194,669,894	193,958,208	194,555,272	193,575,952	188,896,730	193,092,887	194,000,000	
法人繰越分(円)	0	7,843	57,951	133,013	118,311	120,129	133,077	3,395,019		
法人小計(円)	39,098,515	175,903,044	194,727,845	194,091,221	194,673,583	193,696,081	189,029,807	196,487,906	194,000,000	
現年度分合計(円)	814,979,333	1,047,955,980	1,074,434,166	1,081,817,072	1,091,750,735	1,093,991,836	1,099,207,404	1,104,306,706	1,106,000,000	
繰越分合計(円)	0	2,870,127	5,497,459	7,526,779	9,485,914	11,105,785	11,625,137	13,382,849	0	
合計(円)	814,979,333	1,050,826,107	1,079,931,625	1,089,343,851	1,101,236,649	1,105,097,621	1,110,832,541	1,117,689,555	1,106,000,000	

みえ森と緑の県民税制度の見直しについて

1 経緯

平成23年の「紀伊半島大水害」での甚大な被害を受け、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林づくり」を重点的かつ緊急に実現する必要があることから、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」を導入し、現在、第2期（令和元年度から5年度）の対策に取り組んでいるところです。

税の制度については、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしており、令和6年度からの第3期に向けて、「みえ森と緑の県民税評価委員会」においてご議論をいただきながら、見直しの検討を進めています。

2 見直しに向けた今後のスケジュール（案）

【令和4年度】

令和5年1～2月 市長会定例会・町村会理事会での説明（第3期制度素案）
3月 2月定例会月会議環境生活農林水産常任委員会での説明
(第3期制度素案)

【令和5年度】

令和5年4月 第1回評価委員会（第3期制度中間案）
5月 パブリックコメント（第3期制度中間案の検討）
6月 6月定例会月会議環境生活農林水産常任委員会での説明
(第3期制度中間案)
7月 第2回評価委員会（第3期制度最終案の検討）
8月 第3回評価委員会（答申）
9月 第3期制度最終案策定
10月 9月定例会月会議環境生活農林水産常任委員会での説明
(第3期制度最終案)

現行制度の概要

◇2つの基本方針と5つの対策

- 基本方針 1 災害に強い森林づくり
対策 1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
対策 2 暮らしに身近な森林づくり
基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策 3 森を育む人づくり
対策 4 森と人をつなぐ学びの場づくり
対策 5 地域の身近な水や緑の環境づくり

◇税のしくみ

課税方式 県民税均等割の超過課税 税収規模 約11億円/年
税率 個人：年額1,000円
法人：均等割額の10%相当額 (2,000～80,000円/年)

◇県と市町の役割分担

県：基本方針1のうち、対策1を重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果率が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。
市町：地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

◇市町交付金制度

市町が地域の実情に応じて創意工夫して展開する森林づくりの施策や、県と市町が連携して取り組む施策のために必要な市町交付金制度を実施している。なお、県と市町の配分はおおむね5：5とし、以下の枠ごとに配分を行っている。

基本枠：均等配分、人口配分、森林面積配分を組み合わせて機械的に配分
連携枠：面的な森林整備や獣害対策などについて申請に応じて配分
加算枠：森林面積が少ない5町（木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、明和町）に対して、申請に基づいて配分

◇国の森林環境譲与税との関係

「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」により、両税の使途について棲み分けを行い、森林・林業施策を進めている。

現行制度の骨格に対する意見聴取結果の概要

◇三重の森林づくりに関する県民意識調査

無作為に抽出した5,000人の県民を対象に、アンケート調査を実施

※アンケートには、令和6年度から国の森林環境税

(個人年額1,000円)が導入される旨を明記

【結果の概要 (2,278件の回答)】

○県民税を活用した取組の継続について、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見

○賛成の理由としては、「災害に強い森林づくり」には長期的・継続的に取り組んでいくべきが74%、「県民全体で森林を支える社会づくり」には継続的に取り組んでいくべきが45%

◇市町・林業関係団体への意見聴取

県内29市町と17の林業関係団体に対して書面での意見聴取を実施
【結果の概要】

○すべての市町・林業関係団体が「第3期も県民税を継続すべきである」との意見

○2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見

○市町交付金制度については、すべての市町・林業関係団体が「第3期も継続すべきである」との意見

○県と市町の役割分担や配分割合については、多くの市町・林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見

○森林環境譲与税との棲み分けについては、11市町が「改定を求めるとの意見（譲与額の少ない市町で一体的に活用したい等）」



◇みえ森と緑の県民税評価委員会

○2つの基本方針などの大きな方向性はそのままに、第3期も継続することを前提に必要な見直しについて議論

○第3期の継続については、具体的な議論を進めながら、最終（答申の段階（R5.8予定））に判断

見直しに向けた具体的な意見や課題

- ①再造林への支援** ※再造林：伐採後に苗木を植えること
- 市町や林業関係団体から、獣害対策への支援だけでなく、再造林に対する支援が必要であるとの意見
 - 森林の機能を将来にわたって維持していくためには、森林の早期の更新が必要
- ②全国植樹祭に向けた取組**
- 令和13年の招致を表明している全国植樹祭に向けて、気運の醸成とともに、必要となる財源を計画的に確保することが必要

具体的な取組

③市町交付金(基本枠、加算枠)

- 市町から、
 - ・配分は現行と同程度を希望するとの意見
 - ・一方で、申請方式を取り入れるなど、必要に応じて、必要な年度に配分がなされる制度への改定を求めめる意見
- 評価委員会から、森林の少ない市町に対して配分される加算枠について、森林が多く、対策を必要としている市町への配分を厚くしたほうが良いのではないかとの意見

④市町交付金(防災枠)

- 第2期の途中(令和2年度)から、ライフライン沿いの危険木の事前伐採を実施しており、位置付けの再整理が必要

⑤市町交付金(連携枠)

- 市町から、現在市町において実施している
 - ・流域の防災機能強化を目的とした森林整備の一部
 - ・獣害防護柵に対する支援
- について、県が実施している事業と一体的に実施した方が効率的であるとの意見

⑥県事業と市町交付金の配分

- 多くの市町から、県と市町の配分割合(5:5)は「現行制度どおりでよい」との意見
- 一部の市町から、市町には森林環境譲与税も配分されていることから、5:5にこだわらなければならないとの意見

見直しの内容(案)

①森林の機能を維持するための更新対策を追加

- 森林の機能を将来にわたって維持するため、森林の早期の更新を推進
- ※更新：伐採跡地等において新たに森林を形成すること

②全国植樹祭の開催に向けた基金積立を追加

- 全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施

③市町交付金(基本枠、加算枠)の配分方法の見直し

- 加算枠は基本枠に統合する。
- これまでの配分の考え方を基本にしつつ、上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて、必要な交付金を配分する方法に改定
- 各市町からの要望が上限額以内であった場合には、要望の多かった市町などに再配分

④防災枠は連携枠に統合

- ライフライン沿いの危険木伐採の事前伐採を行う防災枠は、連携枠に統合し、引き続き対策を実施

⑤市町交付金(連携枠)の一部を県が実施

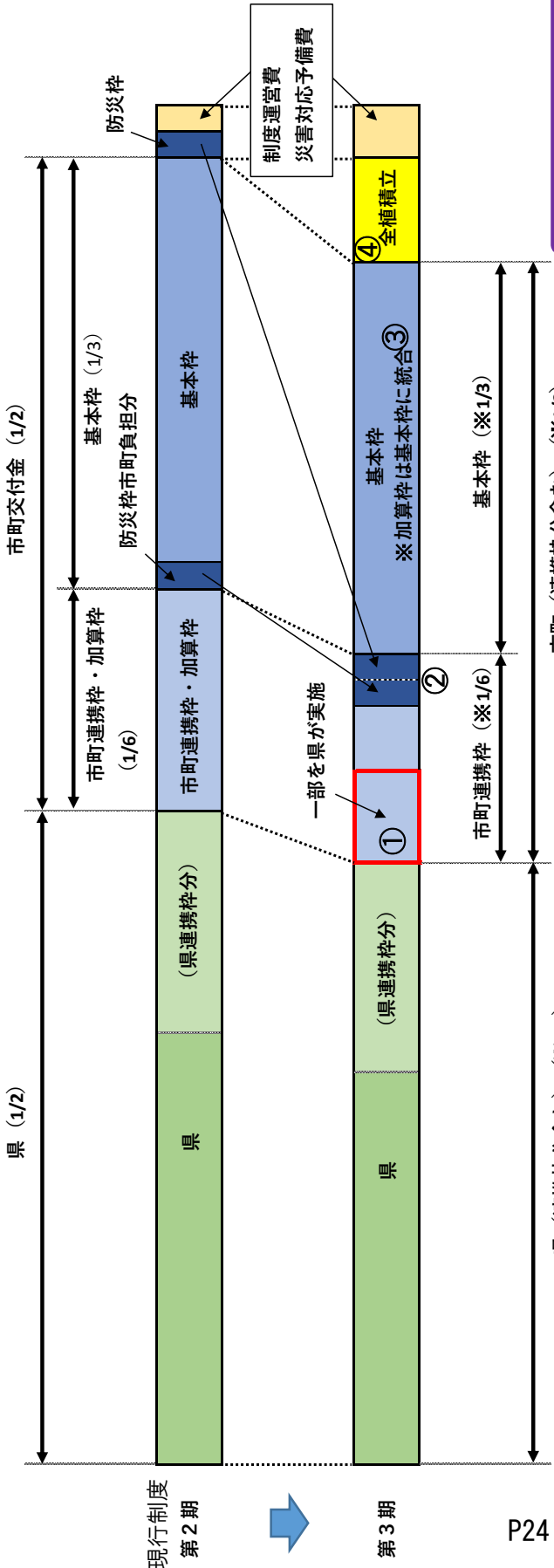
- 効率的な事業実施を図るため、
 - ・流域の防災機能強化を目的とした森林整備の一部
 - ・獣害防護柵に対する支援
- について、市町の要望に応じて県が実施

⑥市町からの要望や各事業の状況に応じた柔軟な配分

- 現行制度の配分割合を基本にしつつ、市町からの要望や各事業の状況をふまえた柔軟な配分を実施

みえ森と緑の県民税第3期の配分の考え方(案)

詳細版資料
市町説明用

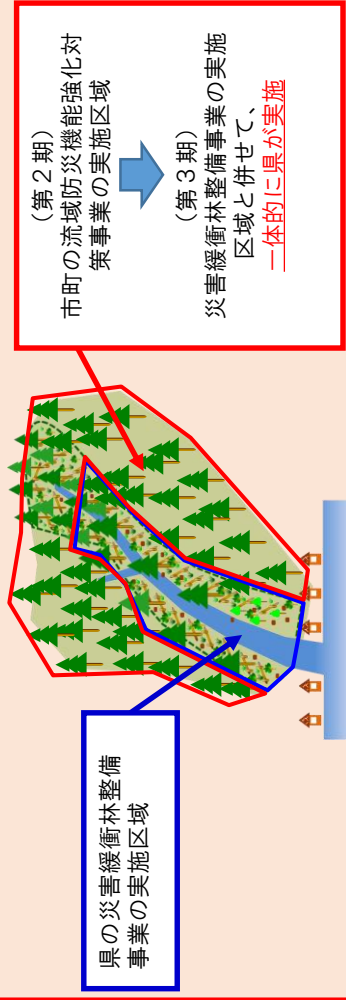


P24

※第3期における配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によっては変動する⑤

①第2期は市町が実施していた連携枠事業の一部を県が実施

- 効率的な事業実施を図るため、
 - 流域の防災機能強化を目的とした森林整備の一部
 - ・ 獣害防護柵に対する支援
- について、市町の要望に応じて県が実施



流域の防災機能強化を目的とした森林整備の実施イメージ

②防災枠は連携枠に統合

ライフライン周辺の危険木伐採を実施する防災枠については、**連携枠に統合**

(第2期)	市町交付金 (防災枠) 1/4
	市町交付金 (基本枠) 1/4
	ライフライン事業者 1/2
(第3期)	市町交付金 (連携枠) 1/2
	ライフライン事業者 1/2

③基本枠、加算枠の配分方法の見直し

加算枠は基本枠に統合し
たうえで、市町からの要望に基づいて、必要な交付金を配分する方法に改定

④全国植樹祭に向けた基金積立

県と市町が一体となって、三重県をあげて取り組む必要があるため、県と市町の配分割合の外として整理

⑤市町からの要望や各事業の状況に応じた柔軟な配分

現行制度の配分割合を基本としつつ、市町からの要望や事業の状況をふまえた柔軟な配分を実施

令和4年度第4回みえ森と緑の県民税評価委員会
議事録

開催日程：令和5年1月19日(木)13時30分から15時40分まで

開催場所：アスト津 4階 会議室1

出席委員：9名

石川	知明	委員長
池山	敦	委員
上田	章善	委員
木村	京子	委員
谷川	東子	委員
林	拙郎	委員
松井	寿人	委員
森下	ゆう子	委員
矢田	真佐美	委員

1 開会

2 あいさつ（農林水産部 次長 木下）

3 議事

（司会）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員10名中、会場参加6名、ウェブ会議システムによる参加3名、合計9名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明させていただきます。

(説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、「みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」の審議に入らせていただきます。「制度素案」について、説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点1、2を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点3、4、6を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

論点4について、老朽化した木造施設の補修等を実施する場合は、新たな視点を入れた対策が必要とのことですが、市町の担当者に説明するときに、新たな視点を入れた対策とは具体的にどういったものと説明するのでしょうか。

(事務局)

事業を行ううえでの3つの原則では、森林教育の実施と併せて補修を実施するなど、新たな視点を入れることを必要としていますので、その原則をしっかりと意識して事業を実施してもらうよう説明していきたいと考えています。

(委員)

3原則に基づいて、新規またはこれに準ずる取組が必要という理解で良いでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

全国植樹祭の招致ということは、開催は決まっていないということだと思いますが、招致のために県民税を使うというのは県民に理解してもらえるのか疑問が残ります。使うのであれば県民の皆さんに納得してもらえよう、丁寧な説明が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

招致を表明している段階ではありますが、令和13年に開催する場合、開催の内定が4年前(令和9年度)、決定が3年前(令和10年度)となり、開催経費が他県の例でいくと約8億円と想定される中、そこからの積立では期間的に厳しいと考えています。

また、全国植樹祭には三重県を挙げて取り組んでいく必要がありますので、開催に向けた気運を醸成していくためにも、基金の積立を早期に開始し、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

(事務局)

招致のための経費ではなく、開催と気運醸成に係る経費の積立であることをしっかりと説明していきたいと思います。

(委員)

植樹祭のあり方についても早くから準備されるのであれば、しっかりと検討いただいて、県民の皆さんに県民税を使うことを納得してもらえよう形にしていきたいと思います。

(事務局)

今後、ご意見をいただきながら、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

(委員)

資料3の3ページ、対策1の①の「また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。」との記載について、土石流対策として溪流の土砂止を実施するとの誤解を招く恐れがあることから、明確に山腹の土砂止であることを記載した方がよいのではないのでしょうか。

また、4ページの対策2の⑤海岸林の整備について、松枯れなどで海岸林が減っている中、津波対策や高潮対策としての海岸林整備についても記載してはどうでしょうか。

(事務局)

土砂止については、山腹部の対策であることを明記したいと思えます。また、津波対策や高潮対策についても追記する方向で検討していきます。

(委員長)

全国植樹祭について、過去に開催した3県で県独自課税を活用しているか調べていますが、この3県は独自課税を実施している県でしたでしょうか。

(事務局)

3県とも独自課税を実施している県です。

(委員長)

3県とも独自課税は実施しているけれども、全国植樹祭に活用しているのは1県ということですね。

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点7を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

資料2の資料15ページの⑤の注意書き「第3期における配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によっては変動する」とは、こういった意味でしょうか。

(事務局)

県と市町の配分割合は5:5を基本としますが、市町からの要望に基づいて配分を実施する際、市町からの要望が配分予定額を下回っていた場合などには、県と市町の配分割合が変動する場合がありますことを表現しています。

(委員)

全国植樹祭については、県と市町の配分割合とは別ということですね。また、過去に開催した3県では、県独自課税を活用しているのは1県だったけれども、三重県としては県民税を活用する方向で進めていくということですか。

(事務局)

県民税の趣旨にも合致しますので、三重県としては県民税を活用していきたいと考えています。

(委員長)

全国植樹祭の積立の方針は具体的に決まっているのでしょうか。

(事務局)

他県の事例から開催経費を約8億円と想定しており、第3期から年間1億円程度を積み立てる想定をしています。

(休憩)

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点5、9を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

制度の周知について、市町の広報誌等で、事業を実施した際だけではなく、税の制度や全体の成果などについて広く広報してもらおうとよいのではないのでしょうか。

(事務局)

毎年、広報誌等で県民税の紹介を実施している市町もありますので、こうした取組を他の市町にも広げていけるよう取り組んでいきます。

(委員長)

県民意識調査の結果では認知度が低かったので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点8、10、11を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

事業を実施した際に余ったお金は積立に回っているのでしょうか。

(事務局)

いったん基金に積み立てて、次年度以降に活用しています。

(委員)

そういったお金も全国植樹祭の積立に活用できるのでしょうか。

(事務局)

そのあたりの運用は今後検討していきたいと思います。

(委員)

制度素案の1ページの「県による基金の設置」と6ページの「使途の明確化(基金積立)」について補足説明をお願いします。

(事務局)

1ページの「県による基金の設置」では、県に基金を設置することを項目出ししており、6ページの「使途の明確化(基金積立)」では、普通税であることから一般財源として扱われる県民税を基金に積み立てることで、既存財源と区分して使途を明確化することを明記しています。

(委員長)

1ページの「一般財源と区分し」という記載について、6ページと同様に「普通税であることから一般財源と区分し」とした方が分かりやすいかもしれないですね。

(委員長)

これで、施行状況の検討に係る議事は終了となりますが、最後に全体を通してご意見ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

先ほどの制度素案の1ページの「県による基金の設置」と6ページの「使途の明確化(基金積立)」の記載について、1つにまとめた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

災害に強い森林づくりについて、台風が大型化しており、伊勢湾台風クラス、もしくはそれを超えるスーパー台風が来るのではないかとされている中、そういったことも背景に記載することを検討してはどうでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員長)

これまで以上に対策が必要になってくるといったご意見かと思います。

(委員)

制度素案の1ページの1の(2)三重の森林づくり基本計画との関係について、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとあるが、この数値目標はどこに記載されているのでしょうか。県民税の第3期と計画期間も重なっており、評価委員会で事業を評価する際、重要になってくるかと思いますので。

(委員長)

三重の森林づくり基本計画の冊子があり、そこに数値目標が記載されており、この達成に向けて取り組むということかと思います。

(事務局)

県民税を活用した事業についても、森林・林業の総合計画である三重の森林づくり基本計画に位置付けて取り組んでいることを明記しています。

(委員長)

三重の森林づくり基本計画の目標値は、林業に関することから人づくりまで網羅的に設定されていたかと思いますが、林業に関することはどちらかといえば森林環境譲与税に関係するのだと思いますので、基本計画の目標値のうち県民税に関係する部分の達成に向けて取り組むということですね。

(委員)

この部分が明確になっていると、評価委員会での事業評価もやりやすくなるかと思いますが、制度に記載するのか、補足資料とするのか、どちらがいいのか分かりませんが、明確になっているとありがたいなと思います。

(事務局)

事業の評価をいただく際に、基本計画の目標値に関する資料を提供させていただきたいと思います。

(委員)

事業を行ううえでの3原則の原則3「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」とは、具体的にはどういったことでしょうか。

(事務局)

例えば、個人の木造住宅の建築に対する補助など、個人の利益になるような事業を想定しています。

(委員)

例えば、移住促進対策として、市町が木造住宅を建築して移住者に安く提供するような事業は対象外ということでしょうか。

(事務局)

市町が地域の木材を活用して木造住宅を建築し、移住促進と併せて、木材の良さや利用意義を伝えることを目的に、貸し出すのであれば県民税を活用した事業の対象になると思いますが、単に売り出すだけの事業は対象にならないと考えています。

(委員)

実際にこういった事業が出てくるのかは分かりませんが、出てきた際には情報を得ながら検討するということですかね。

(事務局)

市町から相談があった際に個別に検討しています。

(委員長)

市町から事業の案があがってきた段階で、県の方で対応をお願いします。

(委員長)

それでは、今回いただいたご意見をふまえて、事務局で制度中間案を作成していただき、次回、議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員長)

次に、「その他」の事項ということで、令和4年度事業の進捗について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(資料4-1、4-2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(委員長)

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。繰り返しになりますが、各委員の皆さんからいただいた意見につきましては、制度中間案に反映していただきますよう、事務局の方でお取り計らいをお願いします。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しをいたします。

(事務局)

事務連絡

(閉会)